平成２３年（フ）第１７１２号
京都市中京区三条通高倉西入菱屋町51番地
藤和三条高倉ホームズ404
債務者　品川　紘子
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３３８号
香川県高松市高松町23番地１　高松町グランドハイツ202号室
債務者　品地　清美
1　決定年月日時　平成23年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３３９号
香川県高松市高松町23番地１　高松町グランドハイツ202号室
債務者　品地　良子
1　決定年月日時　平成23年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３６８号
香川県高松市円座町926番地１　クレストール・コウスイ102号室
債務者　河津　　強
1　決定年月日時　平成23年11月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３７５号
香川県さぬき市志度3366番地１　カルムＡ206号室
債務者　藤目加代子（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２０７号
佐賀県武雄市武雄町大字富岡10109番地９
債務者　井手　由香
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第５８０８号
大阪府東大阪市今米２丁目６番36号　吉田アバンギャルド２階206号、申立時の住所大阪府東大阪市加納３丁目９番３―101号　３棟101号
債務者　石川　翔大
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１８７号
大阪府茨木市西福井３丁目15番５号
債務者　川又　広規
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２３１号
大阪府東大阪市西岩田３丁目４番38―805号
債務者　川村タイルこと　川村　　卓
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２８２号
大阪市福島区吉野１丁目21番18―606号
債務者　永友　惠子
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３１０号
大阪府箕面市桜井２丁目14―３グリーンハイム桜井401、住民票上の住所兵庫県川西市石道字下ノ山９番地の12
債務者　田邉　秀明
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３２０号
大阪府豊中市蛍池西町１丁目11番13―102号
債務者　川村　和雄
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３４２号
大阪市浪速区恵美須西３丁目３―36　オーシャン恵美須505、住民票上の住所滋賀県長浜市小堀町157番地１
債務者　城戸　勇一
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３４６号
大阪府吹田市佐井寺４丁目14番７―102号
債務者　笠木　美穂
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３６２号
大阪府摂津市東別府４丁目８番19―305号
債務者　三吉　信昭
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３６３号
大阪府摂津市東別府４丁目８番19―305号
債務者　三吉　理恵（旧姓上堀内）
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３９６号
大阪市天王寺区小橋町１番20―305号、前住所大阪市西成区梅南２丁目３番15号
債務者　伊藤　　肇
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部